総務課

嵐山町臨時職員を募集します

【資格】
- 明朗で働くことに意欲のある方（職種により、必要となる資格があります）
- 70歳未満の方

【職種】
一般事務職員、プール監視・清掃員、図書館業務、幼稚園教諭、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護保険認定調査員、用務員、施設管理など

【募集人員】 若干名

【勤務場所】
嵐山町役場、オオムラサキの森活動センター、町立図書館、B&G海洋センター、各小中学校など

【勤務時間】
職種・勤務場所により異なります。
- **一般事務職員等**
原則8時30分～17時15分
※施設管理・図書館等は、土・日曜及び9時～19時までの不規則勤務もあります。
- **プール監視・清掃員等**
9時～13時又は13時～17時

【賃金（時給）】
- 一般事務職員・施設管理・図書館業務・プール監視・清掃員等：880円
- 幼稚園教諭：950円
- 介護支援専門員：1050円
- その他職種により異なります。

【申し込み期限】
2月9日（金）必着
※持参される場合は、平日の8時30分～17時15分までに嵐山町役場2階　総務課へお越しください。

【申込み方法】
町指定の履歴書でお申し込みください（総務課備え付けの用紙又は町ホームページからダウンロードしてください）。

【面接試験等】
後日、書類審査通過者へ面接試験を行い、臨時職員についての説明を行います。

【登録】
合格された方は、臨時職員登録簿に登載します。
登録の有効期間は、平成31年3月末までです。平成29年度に登録されている方で、平成30年度も登録を希望する方は履歴書を提出してください。

【採用】
平成30年4月以降、必要に応じて採用します。
※職員人員配置確定後の採用となるため、試験後から内定通知の送付までにお時間をいただきます。その間、他の採用選考・就職を妨げるものではありませんが、登録を辞退される場合は、総務課までご連絡ください。

【任用期間】
採用から平成30年9月30日まで（平成30年10月1日～平成31年3月31日まで契約更新の可能性あり）

【勤務条件等】
その他勤務条件等の詳細については、嵐山町非常勤職員・臨時職員取扱要綱の規定によります。

申込み・問合せ　総務課　庶務・人事担当　☎62－2151

総務課

嵐山町臨時職員（学校教育関係）を募集します

【資格】
- 明朗で働くことに意欲のある方
- 子どもと接することが好きな方、学校教育に興味・関心のある方
- 70歳未満の方

【職種】
学習生活指導支援員、特別支援学級補助員、さわやか相談員

【募集人員】 若干名

【勤務場所】 各小中学校

【勤務日（応相談）・勤務時間】
勤務時間については職種により異なります。
- 学習生活指導支援員、特別支援学級補助員
週5日
原則8時15分～16時
- さわやか相談員
週5日　10時～15時

【業務内容】
(1)学習生活指導支援員
児童生徒への学習指導及び生活指導に関する業務
(2)特別支援学級補助員
特別支援学級の児童生徒への学習及び生活指導に関する業務
(3)さわやか相談員
児童・生徒・保護者等に対する学校生活についての相談業務

【賃金（日給）】
- 学習生活指導支援員、特別支援学級補助員：6300円
- さわやか相談員：6500円

【申し込み期限】
2月16日（金）必着
※持参される場合は、平日の8時30分～17時15分までに嵐山町役場2階　総務課へお越しください。

【申込み方法】
町指定の履歴書でお申し込みください（総務課備え付けの用紙又は町ホームページからダウンロードしてください）。

【面接試験等】
後日、書類審査通過者へ面接試験を行い、臨時職員についての説明を行います。

【登録】
合格された方は、臨時職員登録簿に登載します。
登録の有効期間は、平成31年3月末までです。平成29年度に登録されている方で、平成30年度も登録を希望する方は履歴書を提出してください。

【採用】
平成30年4月以降、必要に応じて採用します。
※職員人員配置確定後の採用となるため、試験後から内定通知の送付までにお時間をいただきます。その間、他の採用選考・就職を妨げるものではありませんが、登録を辞退される場合は、総務課までご連絡ください。

【任用期間】
平成30年4月1日～平成31年3月31日

【勤務条件等】
その他勤務条件等の詳細については、嵐山町非常勤職員、臨時職員取り扱い要綱の規定によります。

業務内容・問合せ
教育総務課　☎62－0823
（申し込み方法以外の詳しい業務内容等についてのお問い合わせ）

申込み・問合せ　総務課　庶務・人事担当　☎62－2151

教育総務課

「タイムカプセル　作文」を返却しています

～子どもたちの夢と思い出を繋ぐメッセージ～

20年前の町制施行30周年記念で埋めたタイムカプセルに収められていた作文を2月28日までの間、希望するご本人に返却しています。返却場所は、教育総務課（役場1階）です。

当時の町立学校に通う小学生・中学生1981人が『未来の夢』をテーマにして書いた作文です。20年の時を経て、あのころの自分に会える機会です。同級生等にもぜひお声かけください。

請求用紙は、教育総務課に請求するか、町ホームページに掲載しています。

問合せ　教育総務課　☎62－0823

環境農政課

犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と毎年1回（4月1日から6月30日の間）の狂犬病予防注射が義務づけられています。生後91日以上の犬を新たに飼い始めた方は狂犬病予防注射を済ませ30日以内に登録をしてください。なお、動物病院で予防注射を受けた場合は、動物病院より交付された注射済証を提出していただき、町より交付された鑑札と狂犬病予防注射済票を犬の首輪等につけてください。

各種手数料
登録（鑑札交付）3,000円、注射済票（注射済票交付）550円、鑑札再交付1,600円、注射済票再交付340円。

犬の転入・転出
転入の場合、前住所地で交付を受けた鑑札を持参して、30日以内に届出をしてください。転出の場合、犬の登録事項変更届を提出し、転出先（新住所地）へ届出をしてください。

犬が死亡したとき
電話で環境農政課へ届出するか、死亡届を環境農政課窓口へ提出してください。

問合せ　環境農政課　みどり環境担当　☎62－0719

環境農政課

地域猫活動について

飼い主のいない猫による迷惑防止のため及び動物愛護の立場から、猫を増やさない取り組みをするのが「地域猫活動」です。現在、川島地区において、活動を行っています。

【今年度の地域猫活動として】
飼い主のいない猫を捕獲し、48匹の猫に不妊去勢手術を施し、猫の数が増えるのを防ぎました。（11月末日現在）

【ボランティアを募集します】
地域猫活動で保護した子猫の里親を募集するため、インターネットの掲示板等を利用しています。この事務手続きをお手伝いいただけるボランティアを募集しています。

【募金にご協力ください】
地域猫活動の一環として、一時保護した子猫を里親に出すまでの間、ワクチン等の接種費用やエサ代等の保護費用が必要となります。現在、地域猫の会は県及び町の補助金を受けて活動していますが、こうした子猫の一時保護に掛かる費用が会として多大な負担となっているのが現状です。そこで、地域猫活動に賛同いただける方からの募金のご協力をお願いします。

【ボランティア・募金に関する連絡先】
むさし嵐丸地域猫の会　原田（はらだ）
☎090－4932－2081

問合せ　環境農政課　みどり環境担当　☎62－0719

図書館

嵐山町子ども読書活動推進計画（案）のパブリックコメントを実施します

町では、「嵐山町子ども読書活動推進計画（案）」について、パブリックコメントを行います。本計画は、平成30年度から平成34年までを計画期間とし、子どもに対する読書活動を推進していくための取り組みなどをまとめたものです。

公表期間　1月10日（水）～1月23日（火）

公表場所　町ホームページ、嵐山町役場文化スポーツ課、図書館、ふれあい・北部交流センター

意見を提出できる方
(1)町内に在住・在勤・在学の方
(2)町内に事務所又は事業所を有する方

提出方法
- 持参の場合　文化スポーツ課又は嵐山町立図書館
- ファクシミリの場合　62－2114（図書館）
- メールの場合　町ホームページからアクセスした入力フォームにてご送付ください。（必ず住所・氏名をご入力ください。）

意見提出用紙は、公表場所に用意します。自由様式でも提出できます。なお、意見提出の際に、**住所・氏名を必ず記入**してください（住所・氏名については公表いたしませんが、匿名意見は受付いたしません）。

個別の回答は行いませんので予めご了承ください。

問合せ　嵐山町立図書館　☎62－6989

まちづくり整備課

都市計画の案の縦覧について

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

○都市計画の案の縦覧

縦覧内容　「東松山都市計画地区計画」の変更案（嵐山町決定）

縦覧期間　1月5日（金）～1月19日（金）（土・日を除く8時30分～17時15分）

縦覧場所　まちづくり整備課

※案については町ホームページでご覧になれます。

○案に対する意見書の提出

対　象　嵐山町の住民及び利害